

報道関係者 各位

令和5年1月30日（月）

【照会先】

愛知労働局職業安定部職業対策課

課長 鈴木 斉

課長補佐（高齢・障害担当） 坂梨 範子

地方障害者雇用担当官 大場 貴枝

（電話）052-219-5507（ダイヤル）

## 「令和4年度障害者雇用促進セミナー ～ともにすすむ～障害者雇用促進法の改正について」開催

愛知労働局（局長 代田 雅彦<sup>しろうた まさひこ</sup>）では、県内の企業において障害者の雇用と職場定着がいっそう進められるよう、事業主や人事担当者等を対象とした「令和4年度障害者雇用促進セミナー」を開催することといたしました。

当日は、令和4年12月に一部改正された障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の説明と併せて、「障害者雇用に関する優良な中小企業事業主認定制度（もにす認定制度）」認定企業における障害者雇用にかかる「モデル事例」の講演も行います。

これから障害者雇用の取組を始められる方や、法改正に興味のある方にも参考になるセミナーです。是非、ご参加ください。

### 1 開催日時

令和5年3月10日（金）14:00～15:25

### 2 開催方法

ZOOM ウェビナーを使用したオンラインセミナー

### 3 対象

障害者雇用を検討している企業の人事担当者や、障害者雇用に興味のある方等  
（定員 500人）

### 4 開催内容

- （1）障害者雇用の現状
- （2）障害者雇用促進法の改正について
- （3）もにす認定制度について
- （4）講演「障害者ととともにすすむ」  
＜TIY株式会社 代表取締役 小出 晶子<sup>こいで あきこ</sup>氏＞

### 5 主催

愛知労働局・公共職業安定所（ハローワーク）

<愛知労働局ホームページ：障害者雇用促進セミナー案内 URL>

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/syougai\\_seminar0310.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/syougai_seminar0310.html)

オンライン  
開催

# 令和4年度 障害者雇用 促進セミナー

～ともにすすむ～

障害者雇用促進法の改正について

開催日時

☆定員：500名（先着順）

令和5年

☆参加費無料（事前申込必要）

**3月10日**（金）14：00－15：25

開催方法

## ZOOMによるオンライン開催

<プログラム内容>

- I 障害者雇用の現状
- II 障害者雇用促進法の改正について
- III もにす認定制度について
- IV 講演「障害者とともにすすむ」

<もにす認定企業>

TIY株式会社 代表取締役 小出 晶子 氏



※申込み方法は裏面をご参照ください。

愛知労働局 障害者雇用

検索



厚生労働省

主催：愛知労働局

# 障害者雇用促進セミナーの参加申込み方法について

【お申し込み方法】以下の1又は2のいずれかの方法でお申し込みください。

- 以下の①から⑥をメール本文に記載し、  
**メールの件名に「障害者雇用促進セミナー申込み」と記載して**  
参加申込先メールアドレスに送信してください。
  - ①企業名
  - ②所在地
  - ③連絡先（TEL）
  - ④連絡先（メール）
  - ⑤参加者の役職
  - ⑥参加者氏名

※左記①～⑥で記載いただいた内容は  
当セミナー関係連絡用以外に使用しません。
- 愛知労働局HP「障害者雇用促進セミナー案内ページ」の申込書（Excel）  
をダウンロードして必要事項を入力の上、メールに添付してください。



「障害者雇用促進セミナー案内ページ」



参加申込先（メール）：[syougai050310@mhlw.go.jp](mailto:syougai050310@mhlw.go.jp)

申込み受付期限：令和5年2月24日（金）まで（先着順）

※定員に達し次第、締切とさせていただきます。

- ◎参加される方には、参加ID及びパスコードを連絡先メールアドレス宛に送付します。  
3月8日（水）までに案内通知、返信メールが届かない場合は、下記問い合わせ先まで  
ご連絡願います。
- ◎セミナーは録音・録画禁止とさせていただきます。

## オンラインでの参加方法について

ビデオ会議ツール「Zoom」のウェビナー機能を利用して開催いたします。  
ご参加予定の環境でZoomが使用可能であることを「Zoomの接続テスト」  
（<https://zoom.us/test>）で事前にご確認ください。  
パソコンからご参加の場合はWebブラウザからご参加いただけますが、  
タブレット・スマートフォンより参加の場合、アプリのインストールが必須となります。

※当セミナーに参加するには愛知労働局におけるオンラインを活用したサービス利用規約（愛知労働局ホームページに掲載）への同意が必要です。参加申込みをした時点で同意があるものとみなしますので  
ご承知ください。

【お問い合わせ先】愛知労働局 職業対策課 TEL052-219-5507

## 現状・課題

- 障害者雇用促進法においては、障害者の職業的自立を促進するという法の趣旨から、事業主に雇用義務が課せられているのは、週所定労働時間が20時間以上の労働者となっている。
- 他方で、障害特性で長時間の勤務が難しいこと等により、週所定労働時間20時間未満での雇用を希望する者は、いずれの障害種別でも一定数存在し、特に精神障害者が多い。こうしたニーズを踏まえ、週20時間未満の労働時間であれば働くことができる者の雇用機会の拡大を図ることが必要。

## 見直し内容

- **週所定労働時間が特に短い**（大臣告示で10時間以上20時間未満と規定予定）**精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者**について、特例的な取扱いとして、**事業主が雇用した場合に、雇用率において算定**できるようにする。
- あわせて、これにより、週所定労働時間20時間以上の雇用が困難な者に対する就労機会の拡大を直接図ることが可能となるため、特例給付金（※）は廃止する。

※週所定労働時間10時間以上20時間未満の障害者を雇用する事業主に対し、雇用障害者数に応じ、月7千円/人（100人以下の場合は、月5千円/人）を支給するもの

## 雇用率制度における算定方法（赤枠が措置予定の内容）

## ＜新たに対象となる障害者の範囲＞

週所定労働時間が特に短い（大臣告示で週10時間以上20時間未満と規定予定）精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者

## ＜カウント数＞ ※省令で規定予定

1人をもって0.5人と算定する。

週所定労働時間	30H以上	20H以上30H未満	10H以上20H未満
身体障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5 ※	0.5

※ 一定の要件を満たす場合は、0.5ではなく1とカウントする措置が、令和4年度末までとされているが、省令改正を行い延長予定

## 現状・課題

- 全ての事業主は、社会連帯の理念に基づき、障害者に雇用の場を提供する共同の責務を有しており、この理念のもと、障害者の雇用に伴う経済的負担を調整するとともに、障害者を雇用する事業主に対する助成を行うため、事業主の共同拠出による納付金制度を整備している。
- 事業主の取組の進展（実雇用率上昇）の結果、雇用する障害者の数で評価する調整金や報奨金が支出のほとんどを占め、雇用の質の向上のための支援を行う助成金の支出が限られている。

## 見直し内容

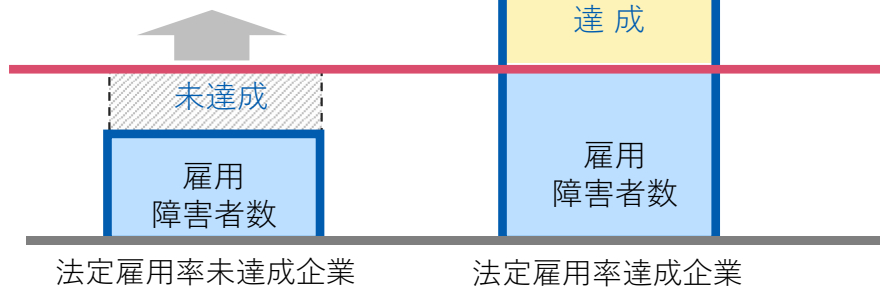
- 限られた財源を効果的に運用し、雇用の質の向上に向け、事業主による障害者の職場定着等の取組に対する支援を充実させるため、以下の見直しを実施。
  - ✓ 事業主が一定数を超えて障害者を雇用する場合、**当該超過人数分の調整金や報奨金の支給額の調整**
  - ✓ 事業主の取組支援のため、**助成金を新設**（雇入れや雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助の支援、加齢に伴い職場への適応が困難となった障害者への雇用継続の支援）

### <納付金制度の概要> ※ 額は令和2年度の制度・主な実績

未達成企業(100人超) 353億円

「納付金」の徴収  
【不足1人当たり 月額5万円】

法定雇用  
障害者数



### 調整金等の支給方法 (赤字が措置予定の内容)

達成企業(100人超) 199億円

「調整金」の支給  
【超過1人当たり 月額2万7千円】

達成企業(100人以下) 53億円

「報奨金」の支給  
【超過1人当たり 月額2万1千円】  
(納付金は徴収されていない)

企業全体 4億円

「助成金」の支給  
(施設整備費用等)

一定数(※)を超える場合、  
超過人数分の単価引下げ

※ 調整金は10人、報奨金は35人  
(対象数や単価は、政省令で規定予定)

助成金を新設し充実

※ あわせて、障害者の雇用の促進等に関する法律に関し、以下の見直しを実施。

- 雇用の質の向上に向け、事業主の責務を明確化（適当な雇用の場の提供や適正な雇用管理等に加え、職業能力の開発及び向上に関する措置を追加）
- 就業機会の更なる確保につなげるため、
  - ・ 在宅就業障害者支援制度（在宅就業障害者に仕事を発注する企業に発注額に応じて特例調整金を支給するもの）の登録要件の緩和（団体登録に必要な在宅就業障害者の人数要件を10人から5人に引き下げる等）
  - ・ 事業協同組合のスキームを活用して複数の中小企業の実雇用率を通算できる特例について、有限責任事業組合（LLP）を対象に追加